

市民意見公募手続の流れ

市民意見公募手続の対象となる政策

- (1) 市の基本的な事項を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの
- (2) 市の基本方針を定める条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収等に関するものを除く）
- (4) その他、実施機関が必要と認めるもの

市民意見公募手続実施の予告

予告の方法

- ・市のホームページに掲載

結果の公表が終了するまで

政策の案及びその概要の公表

- ・政策の案及びその概要等

公表方法

- (1) 市ホームページに掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

30 日以上

意見の提出 ※住所及び氏名を明記

- ・実施機関が指定する場所への書面の提出
- ・郵便
- ・電子メール
- ・電子申請システム
- ・実施機関が指定するSNS
- ・その他、実施機関が指定する方法

政策の策定等の意思決定

結果の公表

30 日以上

- ・提出された意見等の概要
- ・意見に対する実施機関の考え方
- ・案を修正したときは修正内容

公表方法

- (1) 市ホームページに掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

政策の策定又は改廃